
令和5年第9回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月7日(木) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3-1・3-2会議室
3. 出席委員 13(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉田 俊明
出席	委員	1番	前田 好嗣
出席	委員	2番	出口 貞味
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎葉 千亜紀
出席	委員	5番	西田 浩二
欠席	委員	6番	宮野 葵
出席	委員	7番	横山 員伸
出席	委員	8番	浅野 正博
出席	委員	9番	小野 俊明
出席	委員	10番	繁永 大輔
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	平野 力範

4. 事務局 係長 瀬戸 美里
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第32号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について（一部変更）
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和5年 第9回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達しています。ただいまから令和5年第9回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、11番：築別委員さん、12番：平野委員さんを指名いたします。よろしくをお願いします。

日程第2、議案第30号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第30号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、前田委員さんから説明をお願いします。

1番（前田委員） この案件につきまして和光苑から南西に500mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第30号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第30号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第30号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきまして広末集会所から南西に100mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で贈与により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第30号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第30号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第30号の3、申請人：〇〇さんの件につきまして、小野委員さんから説明をお願いします。

9番（小野委員） この案件につきまして下本庄公民館から西に200mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、〇〇在住の〇〇さんが、現所有者の〇〇在住の〇〇さんからの要望で売買により取得し、経営規模拡大するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第30号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第30号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第31号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第31号の1、申請人：〇〇さんの件につきまして、平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきましては広域農道葛城トンネル付近にある農地です。申請地の農地区分は、他の農地区分に非該当で生産性が低いため第2種農地と判断します。今回、申請者の〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を売買で取得し、資材置場として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第31号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第31号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

続きまして議案第31号の2、申請人：〇〇さんの件につきまして、平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきましては椎田中学校から南西に200mほど行った所にある農地です。申請地の農地区分は、築上町役場から500m以内にある農地のため第2種農地と判断します。今回、申請人の〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を売買にて取得し、一般住宅として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第31号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第31号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

続きまして議案第31号の3、申請人：〇〇さんの件につきまして、平野委員さんから説明をお願いします。

12番（平野委員） この案件につきましては椎田中学校から南西に200mほど行った所にある農地です。申請地の農地区分は、前面道路に上水道、下水道の2管が埋設され、かつ500以内に教育施設、医療施設が2以上ある区域のため、第3種農地と判断します。今回、申請人の〇〇さんが、〇〇在住の〇〇さんから土地を売買にて取得し、一般住宅として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第31号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第31号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
続きまして議案第31号の4、申請人：〇〇さんの件につきまして、
椎葉委員さんから説明をお願いします。

4番（椎葉委員） この案件につきましては京築広域圏豊前消防署西部分署から北に200mほど
行った所にある農地です。申請地の農地区分は、10ha未満の集団性のない
農地のため第2種農地と判断します。今回、申請人の〇〇さんが、〇〇在住の
〇〇さんから土地を使用貸借し、賃貸アパートとして利用するものです。事業
の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思
いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第31号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第31号の4、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相
当として県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第32号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第32号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について（一部変更）」を議題とします。産業課に説明を求めます。

産業課 【 議案説明 】

議長（蛭崎会長） 産業課の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農業耕作者・管理者名義変更届出 10件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和5年第9回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和5年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

11番委員（築別 修一 委員）：

署名委員

12番委員（平野 力範 委員）：
